

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第17号

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則（平成24年秋田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表外旭川地区コミュニティセンターの項、太平中学校の項、豊岩中学校の項および下浜中学校の項を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。